

# 大分県半導体関連産業雇用創造事業 研究開発事業費補助金

## 企画提案公募実施要項

(平成 26 年 9 月)

### 《 目 次 》

1. 目的
2. 対象企業
3. 補助対象
4. 予算規模
5. スケジュール
6. 委託契約期間
7. 公募実施要項等の配布
8. 参加資格
9. 提出書類及び提出期間等
10. 審査方法等
11. その他

ご質問は、以下まで。

大分県半導体関連産業雇用創造協議会事務局

〒870-8501 大分県大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号（大分県商工労働部産業集積推進室内）

TEL: 097-506-3295 FAX: 097-506-1753 E-mail: hiraoki@oct-net.ne.jp

## 1. 目的

大分県半導体関連産業雇用創造事業における研究開発事業は、該当企業の事業拡大をはかり、大分県内に安定的かつ良質な雇用を創造することを目的とし、以下のとおり企画提案公募により広く受託者を募集するものです。

## 2. 対象企業

研究開発の成果を用いて下記の業種の事業を実施することにより、雇用創出を図ろうとする企業。

繊維工業、印刷・関連業、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、金属製品製造業、汎用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他製造業、情報サービス業、各種商品卸売業、技術サービス業、職業紹介・労働者派遣業

## 3. 補助対象となる経費並びに補助率は以下。

| 補 助 対 象 経 費    |                                                                                | 補 助 率    |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 経 費 区 分        | 内 容                                                                            |          |
| (1) 人件費        | 研究開発に直接従事する職員の賃金、社会保険料等                                                        | 10分の10以内 |
| (2) 謝金         | 大学等研究機関（個人）への謝金                                                                |          |
| (3) 旅費         | 大学等研究機関（個人）への等旅費、職員旅費                                                          |          |
| (4) 原材料費       | 主要原料、主要材料及び副資材の購入に要する経費                                                        |          |
| (5) 構築物費       | 構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する費用（外注を含む）                                           |          |
| (6) 機械装置・工具器具費 | 機械装置（又は自社により機械装置を製作する場合の部品）又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する費用（外注を含む）             |          |
| (7) 外注加工費      | 原材料等の再加工及び設計等を外注する際（構築物、機械装置及び工具器具を外注により建造、改良等をさせる場合を除く）に要する経費                 |          |
| (8) 委託費        | 大学等研究機関への委託に要する経費                                                              |          |
| (9) 共同研究費      | 大学等研究機関との共同研究に要する経費                                                            |          |
| (10) 技術指導受入費   | 産業財産権の導入に際し、これに伴う技術指導を受ける場合、又は外部からの技術指導を特に必要とする場合、技術者等に支払われる経費                 |          |
| (11) その他の経費    | 上記の掲げるもののほか、測定、分析、解析、試験、プログラム作成、調査研究等の委託に要する経費並びに産業財産権の導入に要する経費（注）で、会長が特に認める経費 |          |

※一品50万円以上の物品（原材料含む）の購入は対象外とします。

※量産（＝実事業）に係る費用は、金額に関わらず対象外です。

（量産用設備、量産用原材料、量産に携わる人件費等は対象外）

（注）導入に要する経費：他の特許等を使用・使用する経費

尚、補助対象経費については、適切な支出か会計検査院により会計実地検査される場合があります。

## 4. 予算規模

1 案件あたり30,000千円以内とする。

## 5. スケジュール

|                  |          |
|------------------|----------|
| 平成26年 9月19日（金）   | 公募開始     |
| 平成26年11月21日（金）   | 提案書類提出締切 |
| 平成26年11月末頃       | 審査委員会    |
| 平成26年12月中旬       | 契約締結     |
| 平成27年 4月 1日（水）以降 | 研究開発事業開始 |

## 6. 委託契約期間

事業開始日から平成28年3月23日（水）までの間とする。

## 7. 公募実施要項等の配布

### （1）配布期間

平成26年9月19日（金）～平成26年11月21日（金）  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

### （2）配布方法

ア 大分県商工労働部産業集積推進室内 大分県半導体関連産業雇用創造協議会  
事務局で紙媒体の配布

イ 大分県半導体関連産業雇用創造協議会ホームページ  
(<http://semicon.sakura.ne.jp/semicon/>)からダウンロード

## 8. 参加資格

次の要件を全て満たしていること。

- （1）地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。
- （2）大分県LSIクラスター形成推進会議会員企業又は、大分県自動車企業会会員企業、もしくは大分県半導体関連産業雇用創造協議会（以下協議会）に参加登録をした企業であること。
- （3）大分県内の事業所が中核として参加していること。
- （4）研究開発事業は、大分県内の事業所で事業化すること。

## 9. 提出書類及び提出期間等

### （1）提出書類

- ア 平成27年度大分県半導体関連産業雇用創造事業-研究開発事業 認定申請書（第1号様式）
- イ 事業計画書（第2号様式）
- ウ 事業内容説明書（第2号様式の2）
- エ 申請額内訳書（第2号様式の3）
- オ 収支予算書（第2号様式の4）

### （2）提出期間

平成26年9月19日（金）～平成26年11月21日（金）17時必着

※期限を過ぎた場合は、受付できません。

また、提出書類に不備があるときは、提出期間内で補正が完了する必要があるので、  
余裕をもった提出に努めて下さい。

### （3）提出場所

大分県半導体関連産業雇用創造協議会事務局

（大分県商工労働部産業集積推進室内）

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁本館7階

※持参又は郵送により提出してください。

## 10. 審査方法等

### (1) 審査方法

- ア 参加資格要件を満たしている提案者について、審査委員会において提案の内容を総合的に審査し、得点の高い提案者から順に予算の範囲内で採択します。  
尚、提案者多数の場合は、一次選考を行い審査委員会へ諮る提案者を決定する場合もあります。
- イ 審査委員会での面接審査（プレゼンテーション）を行うこととします。
- ウ 大分県LSIクラスター形成推進会議会員企業につきましては、大分県LSIクラスター形成推進会議が審査します。

### (2) 審査委員会

平成26年11月末開催予定

### (3) 審査基準

審査基準・項目は以下とします。

- ア 研究内容に関する評価 配点20点
  - ①研究内容に新規性や独創性はあるか。(20点)
- イ 事業化の可能性に関する評価 配点25点
  - ①当該研究成果を申請企業が事業化する能力、市場分析は十分か。(15点)
  - ②事業化へ向けての計画、目標数値は明確になっているか。(10点)
- ウ 研究実施体制に関する評価 配点5点
  - ①研究内容に適した体制となっているか。(5点)
- エ 実施の確実性に関する評価 配点5点
  - ①期間内に当該事業が完了する見込みがあるか。(5点)
- オ 県内経済の活性化に関する評価 配点5点
  - ①当該研究成果について大分県内における波及効果が期待できるか。(5点)
- カ 事業化後（又は実施中）の雇用計画に関する評価 配点40点
  - ①事業化後（又は実施中）の雇用計画について目標数値が明確で実現性が期待できるか。(25点)
  - ②補助金額に対する雇用効果が高いか。(目安：250万円/人) (15点)

### (4) 審査結果

採択の有無に関わらず、提案者全員に通知します。

## 11. その他

本事業は厚生労働省からの平成27年度補助金を財源に予定しているため、研究開発の実施にあたっては、厚生労働省から交付決定されることが必要となります。したがって交付決定される平成27年4月1日までは、内容等が変更になる可能性があります。

### 補助事業用に取得したり補助事業により効用の増加した財産について

- \* この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産は、会長の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保の用に供してはならない。
- \* 財産は、財産管理台帳及びその他関連書類を整備保管し、実績報告の際には財産管理台帳の写しを添付すること。また、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理すること。

### 大分県暴力団排除条例（平成22年大分県条例第33号）施行に伴う補助条件

- \* 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。  
要綱第4条第1項(5)、決定通知3(5)に記載のとおり。
- \* 交付決定後申請者等が暴力団、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明した場合は、交付決定を取り消すもの。